

(2) 区画漁業権

漁業権の存続期間：平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

免許番号	区 第 1 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期 <table border="1"><thead><tr><th>漁業の種類</th><th>漁業の名称</th><th>漁業の時期</th></tr></thead><tbody><tr><td>第1種区画漁業</td><td>わかめ養殖業</td><td>10月1日から 翌年5月31日まで</td></tr></tbody></table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から 翌年5月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から 翌年5月31日まで					
	2 漁場の位置 羽咋郡志賀町福浦港地先						
	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度04分28秒9、東経136度42分44秒1の点 イ 北緯37度04分30秒8、東経136度42分38秒5の点 ウ 北緯37度04分54秒9、東経136度42分50秒7の点 エ 北緯37度04分53秒0、東経136度42分56秒0の点						
地元地区	羽咋郡志賀町福浦港						

免許番号	区 第 2 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期 <table border="1"><thead><tr><th>漁業の種類</th><th>漁業の名称</th><th>漁業の時期</th></tr></thead><tbody><tr><td>第1種区画漁業</td><td>わかめ養殖業</td><td>10月1日から 翌年5月31日まで</td></tr></tbody></table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から 翌年5月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から 翌年5月31日まで					
	2 漁場の位置 羽咋郡志賀町福浦港地先						
	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度05分17秒2、東経136度43分05秒6の点 イ 北緯37度05分19秒0、東経136度43分00秒1の点 ウ 北緯37度05分34秒1、東経136度43分07秒7の点 エ 北緯37度05分32秒2、東経136度43分13秒3の点						
地元地区	羽咋郡志賀町福浦港						

免許番号	区 第 3 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期 <table border="1" data-bbox="400 315 1211 432"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種区画漁業</td> <td>わかめ養殖業</td> <td>10月1日から 翌年5月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から 翌年5月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から 翌年5月31日まで					
2 漁場の位置 羽咋郡志賀町富来生神地先							
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度05分57秒0、東経136度43分10秒2の点 イ 北緯37度05分56秒3、東経136度43分02秒2の点 ウ 北緯37度06分15秒6、東経136度42分59秒5の点 エ 北緯37度06分16秒3、東経136度43分07秒6の点							
地元地区	羽咋郡志賀町富来牛下、富来生神、富来七海、富来地頭町、富来領家町、里本江、中浜、相神及び酒見						

免許番号	区 第 4 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期 <table border="1" data-bbox="400 1115 1211 1232"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種区画漁業</td> <td>わかめ養殖業</td> <td>10月1日から 翌年5月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から 翌年5月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から 翌年5月31日まで					
2 漁場の位置 羽咋郡志賀町富来領家町地先							
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度07分37秒2、東経136度43分10秒4の点 イ 北緯37度07分38秒1、東経136度43分02秒4の点 ウ 北緯37度07分57秒5、東経136度43分05秒8の点 エ 北緯37度07分56秒6、東経136度43分13秒6の点							
地元地区	羽咋郡志賀町富来牛下、富来生神、富来七海、富来地頭町、富来領家町、里本江、中浜、相神及び酒見						

免許番号	区 第 5 号						
免許の内容たるべき事項	<p>1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種区画漁業</td> <td>わかめ養殖業</td> <td>10月1日から 翌年5月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 漁場の位置 羽咋郡志賀町酒見地先</p> <p>3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>ア 北緯37度08分12秒8、東経136度42分48秒3の点</p> <p>イ 北緯37度08分05秒6、東経136度42分46秒1の点</p> <p>ウ 北緯37度08分22秒0、東経136度42分16秒9の点</p> <p>エ 北緯37度08分27秒4、東経136度42分21秒2の点</p>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から 翌年5月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から 翌年5月31日まで					
地元地区	羽咋郡志賀町富来牛下、富来生神、富来七海、富来地頭町、富来領家町、里本江、中浜、相神及び酒見						

免許番号	区 第 6 号						
免許の内容たるべき事項	<p>1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種区画漁業</td> <td>魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 漁場の位置 羽咋郡志賀町西海風戸地先</p> <p>3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>ア 北緯37度08分30秒8、東経136度41分58秒4の点</p> <p>イ 北緯37度08分22秒5、東経136度41分53秒5の点</p> <p>ウ 北緯37度08分20秒4、東経136度41分59秒9の点</p> <p>エ 北緯37度08分28秒6、東経136度42分05秒3の点</p>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
第1種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで					
地元地区	羽咋郡志賀町西海風戸、西海風無、西海千ノ浦及び西海久喜						

免許番号	区 第 7 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 羽咋郡志賀町西海風無地先		
	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度07分58秒7、東経136度42分18秒1の点		
	イ 北緯37度07分43秒3、東経136度42分29秒7の点		
	ウ 北緯37度07分30秒4、東経136度42分03秒1の点		
	エ 北緯37度07分45秒6、東経136度41分50秒7の点		
地元地区	羽咋郡志賀町西海風戸、西海風無、西海千ノ浦及び西海久喜		

免許番号	区 第 8 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から 翌年4月30日まで
	2 漁場の位置 珠洲市狼煙町地先		
	3 漁場の区域 次のアからオまでの各点を順次結んだ線及びオの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度31分15秒0、東経137度20分18秒9の点		
	イ 北緯37度31分25秒3、東経137度20分27秒8の点		
	ウ 北緯37度31分25秒7、東経137度20分37秒0の点		
	エ 北緯37度31分17秒9、東経137度20分48秒0の点		
	オ 北緯37度31分05秒9、東経137度20分33秒8の点		
地元地区	珠洲市狼煙町		

免許番号	区 第 9 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から 翌年4月30日まで
	2 漁場の位置 珠洲市三崎町寺家地先		
	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度29分34秒1、東経137度21分31秒9の点		
	イ 北緯37度29分29秒1、東経137度21分47秒0の点		
	ウ 北緯37度29分11秒0、東経137度21分37秒8の点		
	エ 北緯37度29分16秒1、東経137度21分22秒7の点		
地元地区	珠洲市三崎町寺家、三崎町栗津及び三崎町森腰		

免許番号	区 第 10 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から 翌年5月31日まで
	2 漁場の位置 珠洲市上戸町寺社地先		
	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度25分41秒2、東経137度15分26秒1の点		
	イ 北緯37度25分39秒3、東経137度15分29秒3の点		
	ウ 北緯37度25分34秒2、東経137度15分24秒6の点		
	エ 北緯37度25分36秒0、東経137度15分21秒4の点		
地元地区	珠洲市野々江町、飯田町、上戸町寺社、上戸町北方及び上戸町南方		

免許番号	区 第 1 1 号						
免許の内容たるべき事項	<p>1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種区画漁業</td> <td>わかめ・こんぶ 養殖業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 漁場の位置 珠洲市宝立町春日野地先</p> <p>3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>ア 北緯37度24分34秒4、東経137度14分58秒2の点</p> <p>イ 北緯37度24分33秒7、東経137度15分23秒0の点</p> <p>ウ 北緯37度24分24秒7、東経137度15分23秒0の点</p> <p>エ 北緯37度24分24秒7、東経137度14分57秒6の点</p>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種区画漁業	わかめ・こんぶ 養殖業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
第1種区画漁業	わかめ・こんぶ 養殖業	1月1日から 12月31日まで					
地元地区	珠洲市宝立町春日野及び宝立町鶴飼						

免許番号	区 第 1 2 号						
免許の内容たるべき事項	<p>1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種区画漁業</td> <td>わかめ養殖業</td> <td>10月1日から 翌年4月30日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 漁場の位置 珠洲市宝立町鶴島地先</p> <p>3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>ア 北緯37度23分19秒3、東経137度14分59秒1の点</p> <p>イ 北緯37度23分08秒9、東経137度15分19秒6の点</p> <p>ウ 北緯37度23分01秒9、東経137度15分14秒2の点</p> <p>エ 北緯37度23分12秒2、東経137度14分53秒2の点</p>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から 翌年4月30日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から 翌年4月30日まで					
地元地区	珠洲市宝立町春日野、宝立町鶴飼、宝立町南黒丸、宝立町鶴島及び宝立町宗玄						

免許番号	区 第 13 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 鳳珠郡能登町字小木地先		
	3 漁場の区域 次のアからクまでの各点を順次結んだ線及びクの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度18分24秒1、東経137度14分01秒2の点		
	イ 北緯37度18分25秒1、東経137度14分02秒7の点		
	ウ 北緯37度18分25秒7、東経137度14分01秒7の点		
	エ 北緯37度18分26秒3、東経137度14分02秒5の点		
	オ 北緯37度18分23秒0、東経137度14分07秒0の点		
	カ 北緯37度18分22秒5、東経137度14分06秒1の点		
	キ 北緯37度18分24秒5、東経137度14分03秒4の点		
	ク 北緯37度18分23秒5、東経137度14分02秒0の点		
地元地区	鳳珠郡能登町字小木及び字越坂		

免許番号	区 第 14 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 鳳珠郡穴水町字岩車地先		
	3 漁場の区域 次のアの点とイの点を結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度12分14秒9、東経136度58分00秒1の点		
	イ 北緯37度12分13秒7、東経136度58分08秒8の点		
地元地区	鳳珠郡穴水町字岩車		

免許番号	区 第 15 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期 <table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種区画漁業</td> <td>かき垂下式養殖業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで					
2 漁場の位置 鳳珠郡穴水町字岩車、字中居及び字中居南地先							
3 漁場の区域 次のアの点とイの点を結んだ線、ウの点とエの点を結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 北緯37度13分27秒8、東経136度56分34秒8の点（通称：神明ヶ鼻） イ 北緯37度13分00秒3、東経136度56分44秒8の点（通称：野々木鼻） ウ 北緯37度13分44秒9、東経136度57分25秒1の点 エ 北緯37度14分02秒6、東経136度57分08秒7の点							
地元地区	鳳珠郡穴水町字岩車、字川尻、字比良、字中居及び字中居南						

免許番号	区 第 16 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期 <table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種区画漁業</td> <td>魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
第1種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで					
2 漁場の位置 鳳珠郡穴水町字中居南地先							
3 漁場の区域 次のアからカまでの各点を順次結んだ線及びカの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度13分34秒3、東経136度55分57秒9の点 イ 北緯37度13分19秒3、東経136度56分14秒7の点 ウ 北緯37度13分23秒5、東経136度56分19秒9の点 エ 北緯37度13分30秒7、東経136度56分12秒0の点 オ 北緯37度13分28秒5、東経136度56分08秒8の点 カ 北緯37度13分35秒9、東経136度56分00秒1の点							
地元地区	鳳珠郡穴水町字中居南、字麦ヶ浦及び字内浦						

免許番号	区 第 17 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期 <table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種区画漁業</td> <td>かき垂下式養殖業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで					
2 漁場の位置 鳳珠郡穴水町字麦ヶ浦	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 ア 北緯37度13分30秒0、東経136度55分51秒6の点 イ 北緯37度13分35秒9、東経136度56分00秒1の点 ウ 北緯37度13分28秒5、東経136度56分08秒8の点 エ 北緯37度13分33秒6、東経136度56分15秒8の点						
地元地区	鳳珠郡穴水町字麦ヶ浦						

免許番号	区 第 18 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期 <table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種区画漁業</td> <td>かき垂下式養殖</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種区画漁業	かき垂下式養殖	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
第1種区画漁業	かき垂下式養殖	1月1日から 12月31日まで					
2 漁場の位置 鳳珠郡穴水町字乙ヶ崎地先	3 漁場の区域 次のアからオまでの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 ア 北緯37度13分08秒1、東経136度54分35秒3の点 イ 北緯37度13分10秒2、東経136度54分31秒7の点 ウ 北緯37度13分13秒1、東経136度54分43秒9の点 エ 北緯37度13分05秒8、東経136度55分05秒9の点 オ 北緯37度12分51秒8、東経136度55分22秒8の点 (通称：イナヘズミ鼻)						
地元地区	鳳珠郡穴水町字麦ヶ浦、字内浦、字乙ヶ崎及び字新崎						

免許番号	区 第 19 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 鳳珠郡穴水町字新崎地先		
	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度12分12秒9、東経136度55分17秒7の点		
	イ 北緯37度12分06秒5、東経136度55分17秒7の点		
	ウ 北緯37度12分06秒5、東経136度55分21秒2の点		
	エ 北緯37度12分12秒9、東経136度55分21秒2の点		
地元地区	鳳珠郡穴水町字新崎		

免許番号	区 第 20 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 鳳珠郡穴水町字志ヶ浦地先		
	3 漁場の区域 次のアの点とイの点を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域		
	ア 北緯37度12分00秒8、東経136度54分55秒1の点		
	イ 北緯37度11分39秒7、東経136度54分45秒1の点		
地元地区	鳳珠郡穴水町志ヶ浦		

免許番号	区 第 21 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第1種区画漁業	とりがい垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 鳳珠郡穴水町字志ヶ浦地先		
	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度11分55秒4、東経136度54分44秒8の点		
	イ 北緯37度11分56秒6、東経136度54分47秒0の点		
	ウ 北緯37度11分54秒4、東経136度54分51秒6の点		
	エ 北緯37度11分52秒5、東経136度54分49秒7の点		
地元地区	鳳珠郡穴水町字志ヶ浦及び字新崎		

免許番号	区 第 22 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 七尾市中島町外地先		
	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度09分04秒0、東経136度52分49秒8の点		
	イ 北緯37度09分00秒8、東経136度52分53秒9の点		
	ウ 北緯37度09分12秒2、東経136度53分07秒2の点		
	エ 北緯37度09分15秒2、東経136度53分00秒6の点		
地元地区	七尾市中島町外		

免許番号	区 第 23 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
	2 漁場の位置 七尾市中島町外地先		
	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度08分50秒4、東経136度52分39秒6の点		
	イ 北緯37度08分50秒9、東経136度52分43秒6の点		
	ウ 北緯37度08分49秒3、東経136度52分43秒5の点		
	エ 北緯37度08分48秒8、東経136度52分39秒4の点		
地元地区	七尾市中島町外		

免許番号	区 第 24 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
	2 漁場の位置 七尾市中島町小牧地先		
	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度08分39秒9、東経136度52分26秒6の点		
	イ 北緯37度08分42秒9、東経136度52分25秒1の点		
	ウ 北緯37度08分44秒8、東経136度52分31秒1の点		
	エ 北緯37度08分41秒8、東経136度52分32秒5の点		
地元地区	七尾市中島町小牧及び深浦		

免許番号	区 第 25 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 七尾市中島町深浦地先		
	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度08分28秒2、東経136度52分35秒0の点		
	イ 北緯37度08分23秒3、東経136度52分42秒4の点		
	ウ 北緯37度08分42秒9、東経136度53分05秒3の点		
	エ 北緯37度08分48秒5、東経136度53分00秒3の点		
地元地区	七尾市中島町小牧及び深浦		

免許番号	区 第 26 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 七尾市中島町深浦地先		
	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度08分15秒3、東経136度52分50秒9の点		
	イ 北緯37度08分15秒3、東経136度52分49秒0の点		
	ウ 北緯37度08分20秒2、東経136度52分49秒0の点		
	エ 北緯37度08分20秒2、東経136度52分51秒2の点		
地元地区	七尾市中島町深浦		

免許番号	区 第 27 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
	2 漁場の位置 七尾市中島町深浦地先		
	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度08分28秒0、東経136度53分03秒5の点		
	イ 北緯37度08分26秒2、東経136度53分02秒7の点		
	ウ 北緯37度08分27秒2、東経136度52分52秒6の点		
	エ 北緯37度08分32秒6、東経136度52分57秒5の点		
地元地区	七尾市中島町小牧及び深浦		

免許番号	区 第 28 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
	2 漁場の位置 七尾市中島町深浦地先		
	3 漁場の区域 次のアからウまでの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度08分23秒5、東経136度53分06秒2の点		
	イ 北緯37度08分25秒0、東経136度53分07秒6の点		
	ウ 北緯37度08分23秒8、東経136度53分09秒6の点		
地元地区	七尾市中島町深浦		

免許番号	区 第 29 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 七尾市中島町長浦地先		
	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度08分32秒6、東経136度53分33秒2の点		
	イ 北緯37度08分18秒7、東経136度53分56秒4の点		
	ウ 北緯37度08分27秒4、東経136度53分55秒7の点		
	エ 北緯37度08分41秒6、東経136度53分30秒5の点		
地元地区	七尾市中島町長浦及び深浦		

免許番号	区 第 30 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 七尾市中島町長浦地先		
	3 漁場の区域 次のアからウまでの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度08分17秒0、東経136度53分46秒4の点		
	イ 北緯37度08分17秒0、東経136度53分48秒6の点		
	ウ 北緯37度08分13秒7、東経136度53分48秒6の点		
地元地区	七尾市中島町長浦		

免許番号	区 第 31 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 七尾市中島町長浦地先		
	3 漁場の区域 次のアからウまでの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度07分51秒4、東経136度53分53秒3の点		
	イ 北緯37度07分48秒3、東経136度53分53秒3の点		
	ウ 北緯37度07分48秒3、東経136度53分50秒1の点		
地元地区	七尾市中島町長浦		

免許番号	区 第 32 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 七尾市中島町長浦地先		
	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度07分37秒0、東経136度53分55秒2の点		
	イ 北緯37度07分15秒2、東経136度53分47秒9の点		
	ウ 北緯37度07分12秒6、東経136度53分56秒6の点		
	エ 北緯37度07分33秒8、東経136度54分04秒8の点		
地元地区	七尾市中島町長浦及び瀬嵐		

免許番号	区 第 33 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 七尾市中島町長浦地先		
	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度07分27秒0、東経136度53分43秒1の点		
	イ 北緯37度07分27秒0、東経136度53分45秒5の点		
	ウ 北緯37度07分24秒7、東経136度53分45秒6の点		
	エ 北緯37度07分24秒7、東経136度53分42秒4の点		
地元地区	七尾市中島町長浦		

免許番号	区 第 34 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第1種区画漁業	とりがい垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 七尾市中島町長浦地先		
	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度07分02秒8、東経136度53分54秒2の点		
	イ 北緯37度07分03秒2、東経136度53分50秒4の点		
	ウ 北緯37度07分13秒0、東経136度53分52秒5の点		
	エ 北緯37度07分12秒0、東経136度53分56秒6の点		
地元地区	七尾市中島町瀬嵐		

免許番号	区 第 35 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 七尾市中島町瀬嵐地先		
	3 漁場の区域 次のアからウまでの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度07分15秒4、東経136度53分39秒5の点		
	イ 北緯37度07分14秒6、東経136度53分42秒1の点		
	ウ 北緯37度07分11秒9、東経136度53分40秒8の点		
地元地区	七尾市中島町瀬嵐		

免許番号	区 第 36 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 七尾市中島町瀬嵐地先		
	3 漁場の区域 次のアからカまでの各点を順次結んだ線及びカの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度07分15秒2、東経136度53分47秒9の点		
	イ 北緯37度07分13秒8、東経136度53分52秒6の点		
	ウ 北緯37度06分49秒8、東経136度53分47秒6の点		
	エ 北緯37度06分35秒0、東経136度53分46秒7の点		
	オ 北緯37度06分34秒3、東経136度53分42秒4の点		
	カ 北緯37度06分54秒6、東経136度53分42秒3の点		
地元地区	七尾市中島町瀬嵐		

免許番号	区 第 37 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 七尾市中島町瀬嵐地先		
	3 漁場の区域 次のアからウまでの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度07分07秒8、東経136度53分36秒7の点		
	イ 北緯37度07分03秒5、東経136度53分36秒7の点		
	ウ 北緯37度07分03秒5、東経136度53分34秒4の点		
地元地区	七尾市中島町瀬嵐		

免許番号	区 第 38 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 七尾市中島町瀬嵐地先		
	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度06分46秒4、東経136度52分24秒2の点		
	イ 北緯37度06分44秒6、東経136度52分28秒6の点		
	ウ 北緯37度06分42秒1、東経136度52分27秒2の点		
	エ 北緯37度06分44秒0、東経136度52分22秒5の点		
地元地区	七尾市中島町瀬嵐		

免許番号	区 第 39 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 七尾市中島町瀬嵐地先		
	3 漁場の区域 次のアからカまでの各点を順次結んだ線及びカとの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度06分40秒7、東経136度52分26秒0の点		
	イ 北緯37度06分26秒8、東経136度52分35秒9の点		
	ウ 北緯37度06分20秒5、東経136度52分25秒7の点		
	エ 北緯37度06分25秒4、東経136度52分14秒9の点		
	オ 北緯37度06分30秒3、東経136度52分11秒4の点		
	カ 北緯37度06分35秒0、東経136度52分14秒7の点		
地元地区	七尾市中島町瀬嵐、中島町中島、中島町浜田及び中島町奥吉田		

免許番号	区 第 40 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 七尾市中島町中島地先		
	3 漁場の区域 次のアからオまでの各点を順次結んだ線及びオとの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度06分40秒7、東経136度52分13秒0の点		
	イ 北緯37度06分36秒9、東経136度52分13秒9の点		
	ウ 北緯37度06分34秒2、東経136度52分11秒3の点		
	エ 北緯37度06分32秒7、東経136度52分08秒8の点		
	オ 北緯37度06分40秒3、東経136度52分08秒3の点		
地元地区	七尾市中島町中島		

免許番号	区 第 41 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 七尾市中島町中島地先		
	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度06分29秒2、東経136度52分05秒1の点		
	イ 北緯37度06分30秒2、東経136度52分09秒2の点		
	ウ 北緯37度06分26秒6、東経136度52分10秒5の点		
	エ 北緯37度06分25秒6、東経136度52分06秒5の点		
地元地区	七尾市中島町中島、中島町浜田及び中島町奥吉田		

免許番号	区 第 42 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 七尾市中島町筆染地先		
	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度06分20秒9、東経136度52分13秒2の点		
	イ 北緯37度06分18秒1、東経136度52分21秒8の点		
	ウ 北緯37度06分14秒5、東経136度52分16秒0の点		
	エ 北緯37度06分15秒8、東経136度52分12秒8の点		
地元地区	七尾市中島町筆染及び中島町笠師		

免許番号	区 第 43 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 七尾市中島町笠師地先		
	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度05分53秒8、東経136度52分03秒1の点		
	イ 北緯37度05分53秒8、東経136度52分05秒1の点		
	ウ 北緯37度05分44秒8、東経136度52分05秒1の点		
	エ 北緯37度05分44秒8、東経136度52分03秒1の点		
地元地区	七尾市中島町笠師		

免許番号	区 第 44 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 七尾市中島町塩津地先		
	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度05分30秒8、東経136度52分13秒1の点		
	イ 北緯37度05分30秒8、東経136度52分16秒1の点		
	ウ 北緯37度05分24秒8、東経136度52分16秒1の点		
	エ 北緯37度05分24秒8、東経136度52分13秒1の点		
地元地区	七尾市中島町塩津		

免許番号	区 第 45 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 七尾市中島町塩津地先		
	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度05分00秒8、東経136度52分03秒6の点		
	イ 北緯37度04分59秒4、東経136度52分09秒2の点		
	ウ 北緯37度04分48秒8、東経136度52分05秒5の点		
	エ 北緯37度04分50秒1、東経136度52分00秒0の点		
地元地区	七尾市中島町塩津		

免許番号	区 第 46 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 七尾市中島町塩津地先		
	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度05分01秒8、東経136度51分50秒2の点		
	イ 北緯37度05分00秒6、東経136度51分51秒5の点		
	ウ 北緯37度04分57秒0、東経136度51分46秒3の点		
	エ 北緯37度04分58秒3、東経136度51分44秒9の点		
地元地区	七尾市中島町塩津		

免許番号	区 第 47 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 七尾市白浜町地先		
	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度04分41秒8、東経136度52分02秒1の点		
	イ 北緯37度04分41秒8、東経136度52分09秒1の点		
	ウ 北緯37度04分39秒8、東経136度52分09秒1の点		
	エ 北緯37度04分39秒3、東経136度52分02秒1の点		
地元地区	七尾市白浜町及び大津町		

免許番号	区 第 48 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 七尾市中島町、田鶴浜町及び奥原町地先		
	3 漁場の区域 次のアからカまでの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域		
	ア 北緯37度04分60秒0、東経136度54分13秒2の点		
	イ 北緯37度06分07秒4、東経136度53分31秒0の点		
	ウ 北緯37度06分34秒9、東経136度52分48秒9の点		
	エ 北緯37度06分07秒9、東経136度52分05秒3の点		
	オ 北緯37度05分17秒6、東経136度52分24秒2の点		
	カ 北緯37度04分22秒5、東経136度52分07秒5の点		
地元地区	七尾市中島町、大津町、白浜町、田鶴浜町、川尻町、舟尾町及び奥原町		

免許番号	区 第 49 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 七尾市和倉町地先		
	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度05分42秒6、東経136度53分46秒6の点		
	イ 北緯37度05分45秒8、東経136度53分57秒4の点		
	ウ 北緯37度05分20秒1、東経136度54分11秒7の点		
	エ 北緯37度05分15秒1、東経136度54分03秒8の点		
地元地区	七尾市奥原町、和倉町及び石崎町		

免許番号	区 第 50 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第1種区画漁業	とりがい垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 七尾市石崎町地先		
	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度04分38秒1、東経136度56分22秒6の点		
	イ 北緯37度04分33秒6、東経136度56分23秒7の点		
	ウ 北緯37度04分33秒4、東経136度56分22秒7の点		
	エ 北緯37度04分37秒9、東経136度56分21秒6の点		
地元地区	七尾市石崎町		

免許番号	区 第 51 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 七尾市能登島須曾町地先		
	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度05分53秒5、東経136度57分17秒7の点		
	イ 北緯37度05分50秒0、東経136度57分26秒4の点		
	ウ 北緯37度05分36秒5、東経136度57分17秒9の点		
	エ 北緯37度05分40秒2、東経136度57分09秒1の点		
地元地区	七尾市能登島須曾町及び能登島半浦町		

免許番号	区 第 52 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 七尾市能登島閨町地先		
	3 漁場の区域 次のアからウまでの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度08分00秒9、東経136度55分52秒1の点		
	イ 北緯37度08分05秒7、東経136度55分49秒7の点		
	ウ 北緯37度08分07秒0、東経136度55分52秒9の点		
地元地区	七尾市能登島閨町		

免許番号	区 第 53 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 七尾市能登島曲町地先		
	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度09分02秒7、東経136度58分44秒5の点		
	イ 北緯37度09分00秒2、東経136度58分51秒6の点		
	ウ 北緯37度08分59秒6、東経136度58分51秒2の点		
	エ 北緯37度09分02秒1、東経136度58分44秒2の点		
地元地区	七尾市能登島曲町		

免許番号	区 第 54 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から 翌年5月31日まで
	2 漁場の位置 七尾市大泊町地先		
	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域		
	ア 北緯36度58分37秒8、東経137度03分42秒4の点		
	イ 北緯36度58分44秒1、東経137度03分42秒9の点		
	ウ 北緯36度58分44秒2、東経137度03分37秒0の点		
	エ 北緯36度58分37秒8、東経137度03分35秒9の点		
地元地区	七尾市黒崎町、東浜町及び大泊町		

免許番号	区 第 55 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 加賀市小塩町地先		
	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域		
	ア 北緯36度21分25秒7、東経136度18分59秒9の点		
	イ 北緯36度21分25秒6、東経136度19分03秒7の点		
	ウ 北緯36度21分24秒2、東経136度19分04秒5の点		
	エ 北緯36度21分24秒3、東経136度18分59秒8の点		
地元地区	加賀市塩屋町、黒崎町、橋立町、小塩町、田尻町、塩浜町、篠原町及び伊切町		

免許番号	区 第 56 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から 翌年5月31日まで
	2 漁場の位置 羽咋郡志賀町西海風戸地先		
	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度08分21秒5、東経136度41分59秒8の点		
	イ 北緯37度08分21秒2、東経136度42分00秒1の点		
	ウ 北緯37度08分26秒5、東経136度42分04秒1の点		
	エ 北緯37度08分26秒8、東経136度42分03秒5の点		
地元地区	羽咋郡志賀町西海風戸、西海風無、西海千ノ浦及び西海久喜		

免許番号	区 第 57 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 羽咋郡志賀町西海風無地先		
	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度08分13秒9、東経136度41分10秒9の点		
	イ 北緯37度08分12秒5、東経136度41分13秒3の点		
	ウ 北緯37度08分14秒5、東経136度41分14秒4の点		
	エ 北緯37度08分16秒4、東経136度41分12秒8の点		
地元地区	羽咋郡志賀町西海風戸、西海風無、西海千ノ浦及び西海久喜		

免許番号	区 第 58 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 鳳珠郡穴水町字中居南地先		
	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度13分28秒6、東経136度56分39秒4の点		
	イ 北緯37度13分32秒2、東経136度56分41秒7の点		
	ウ 北緯37度13分31秒9、東経136度56分43秒6の点		
	エ 北緯37度13分28秒2、東経136度56分41秒9の点		
地元地区	鳳珠郡穴水町字比良、字中居及び字中居南		

免許番号	区 第 59 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第1種区画漁業	とりがい垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 鳳珠郡穴水町字中居南地先		
	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度13分34秒0、東経136度56分04秒7の点		
	イ 北緯37度13分32秒7、東経136度56分07秒3の点		
	ウ 北緯37度13分33秒7、東経136度56分08秒8の点		
	エ 北緯37度13分35秒5、東経136度56分05秒9の点		
地元地区	鳳珠郡穴水町字中居南、字麦ヶ浦及び内浦		

免許番号	区 第 60 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第1種区画漁業	とりがい垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 七尾市中島町深浦地先		
	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度08分48秒5、東経136度53分00秒3の点		
	イ 北緯37度08分48秒2、東経136度53分00秒6の点		
	ウ 北緯37度08分43秒1、東経136度52分54秒2の点		
	エ 北緯37度08分43秒5、東経136度52分54秒0の点		
地元地区	七尾市中島町小牧及び深浦		

免許番号	区 第 61 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第1種区画漁業	とりがい垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 七尾市能登島通町地先		
	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度08分50秒3、東経136度53分59秒6の点		
	イ 北緯37度08分51秒1、東経136度54分04秒4の点		
	ウ 北緯37度08分59秒2、東経136度54分05秒5の点		
	エ 北緯37度08分54秒8、東経136度53分59秒0の点		
地元地区	七尾市能登島通町、能登島田尻町及び能登島久木町		

免許番号	区 第 62 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第1種区画漁業	とりがい・あかがい 垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 七尾市能登島通町地先		
	3 漁場の区域 次のアからオまでの各点を順次結んだ線及びオの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度08分30秒1、東経136度54分02秒5の点		
	イ 北緯37度08分32秒9、東経136度54分10秒0の点		
	ウ 北緯37度08分40秒1、東経136度54分10秒6の点		
	エ 北緯37度08分49秒9、東経136度54分04秒3の点		
	オ 北緯37度08分49秒1、東経136度53分59秒8の点		
地元地区	七尾市能登島通町、能登島田尻町及び能登島久木町		

免許番号	区 第 63 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
地元地区	七尾市大泊町		
<table border="1" data-bbox="400 360 1272 432"> <tr> <td data-bbox="400 360 592 405">第1種区画漁業</td> <td data-bbox="592 360 836 405">わかめ養殖業</td> <td data-bbox="836 360 1272 405">10月1日から 翌年5月31日まで</td> </tr> </table> <p data-bbox="343 432 1430 477">2 漁場の位置 七尾市大泊町地先</p> <p data-bbox="343 477 1430 521">3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域</p> <p data-bbox="343 521 1430 566">ア 北緯36度57分44秒6、東経137度03分38秒1の点</p> <p data-bbox="343 566 1430 611">イ 北緯36度57分44秒6、東経137度03分44秒6の点</p> <p data-bbox="343 611 1430 656">ウ 北緯36度57分38秒7、東経137度03分44秒6の点</p> <p data-bbox="343 656 1430 701">エ 北緯36度57分38秒7、東経137度03分38秒1の点</p>	第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から 翌年5月31日まで
第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から 翌年5月31日まで	